



インフォメーション

※家族や友人とお読みください

交通安全は家庭から

兵庫県西脇警察署

その横断違反です!

早朝、夜間に横断歩道のない場所で道路を横断し、車にはねられるという痛ましい死亡事故が多発しています。

暗い道では、あなたの姿が運転手から見えていたとは限りません。横断歩道のない場所では、正しい方法で道路を横断しなければ、歩行者が交通違反となる場合がありますので注意してください。

※ 警察官等の指示に従わなければ検挙される場合があります。



【斜め横断】

歩行者は、斜めに道路を横断してはいけません。

(斜め横断が可能な交差点を除く。)

●罰則 2万円以下の罰金又は科料

まっすぐ横断するより歩数も増えます、道路は最短距離で横断しましょう。



【くるまの直前・直後の横断】

歩行者は、横断歩道や信号機のない場所では、くるまの直前または直後で道路を横断してはいけません。

●罰則 2万円以下の罰金又は科料

バスや駐車車両の前後は見通しが悪く、大変危険です。



【横断禁止場所の横断】

歩行者は、道路標識によって横断が禁止されている場所では横断してはいけません。

●罰則 2万円以下の罰金又は科料

歩行者は**明るい服装**と**反射材**を着用しましょう!



twitter

Q兵庫県警察 交通企画課



交通安全情報
発信中!



facebook

Q兵庫県警察 交通企画課

